

# 委員会の動き

## 総務委員会

付託された議案十四件は可決、陳情二件については採択、不採択と決した。

伊予市国民保護協議会条例の制定についての組織の内容は、平成十八年四月一日から施行することになっているが、国民保護協議会は、それぞれの市町において武力攻撃を受けた場合、その区域にかかる住民の保護のために、国民保護計画書を作成することになっており、計画を審議していく委員二十三人を選任することの答弁があった。

伊予市災害派遣手当の支給に関する条例第二条において、手当については総務大臣が定めた基準による額、伊予市が災害に伴い職員の派遣を要請した場合の手当の額は、公の施設を利用した場合、一日当たり三千九百七十円、その他施設利用三十日以内六千六百二十円、三十日を超え六十日以内が五千八百七十円、六十日を超えた場合、五千四百十円である。

伊予市名誉市民は、旧伊予市は元郵政大臣武知勇記氏、初代市長城戸豊吉氏、元市長玉本善三郎氏、元市長岡本要氏の四人、旧双海町は初代町長松田弥太郎氏の一人であるとの答弁があった。

## 民生文教委員会

当委員会に付託された議案二十件は可決、陳情一件、継続審査中の請願一件及び陳情六件については、採択・不採択・継続審査と決した。

議案第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号の指定管理者の指定については、委託によりそれぞれの施設利用者に不便・不利益にならないよう要望し、原案のとおり可決した。

伊予市障害程度区分判定等審査会の委員定数等を定める条例の制定については、決定までに一次判定、また二次判定では審査会の審査を受け決定されるが、一次判定の方法と調査方法について尋ねたところ、一次判定は調査員が百六項目調査し、コンピュータで判定する。本人が理解しにくい場合は、家族または介

護者にお願したいと答弁があり、原案のとおり可決した。陳情四号、継続審査となっていた陳情八号については、陳情の趣旨に賛同しがたく不採択と決した。

## 産業建設委員会

当委員会に付託された議案二十四件は可決、陳情一件、継続審査中の陳情一件については、趣旨採択・不採択と決した。

伊予市県営土地改良事業に伴う分担金増については、工事が多くなったのが原因との説明があった。

なかやま特産品センター、木材工芸品等加工販売施設、ウッドクラフトセンター、そば打ち体験施設、木工クラフト体験施設、地域資源活用工房、穀類等乾燥調製施設、優良木材活用モデル施設、ふたみシーサイド公園の指定管理者については、原案のとおり可決した。

伊予市集会所整備事業、伊予市林業施設整備事業については、負担率を条例中に明記するための改正であり、原案のとおり可決した。

農業集落排水事業、伊予市県営・市営土地改良事業についての分担金の一部を改正する条例も、原案のとおり可決した。

平成十七年度補正予算、平成十八年度一般会計予算についても、所管部門について説明を受け、活発な意見も出たが、適切な答弁を受け、原案のとおり可決すべきと決した。平成十八年度伊予市伊予港上屋特別会計、平成十八年度伊予市公共下水道特別会計については、適切な予算措置と認め、原案を可決した。



産業建設委員会現地視察

※委員会の請願・陳情の審査結果は、十二ページを御参照ください。

## 編集後記

若草もえる季節  
伊予地区合併協議会の脱退、合併住民説明会、その後、一市一町の合併協議会、合併調印式、新市が誕生して一年が過ぎました。  
三位一体改革による補助金削減・税源移譲・地方交付税見直し等により、想像した以上に財源の確保が難しく、そのうえ経常経費は増加し、財源は厳しくなると思います。  
明るい未来のために、知恵を出し合い、行財政改革を進めなければと考えます。  
そのためにもお互いの信頼が不可欠であり、あらゆる機会を通して物事を正しく皆様に伝える、議員としての説明責任を痛感いたしました。

文責 田中 弘

議会だより編集委員会

- 委員長 山崎 正樹
- 副委員長 青野 光
- 委員 大西 誠
- 委員 久保 榮
- 委員 岡田 中
- 委員 岡田 博
- 委員 水田 恒二